

現場代理人及び主任技術者等指定（変更）通知書

工事名

上記建設工事に係る現場代理人等を次のとおり指定（変更）したので通知いたします。

区分	氏名	資格	備考
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
監理技術者補佐			
専門技術者			

参考 営業所の専任技術者の氏名（ ）

なお、経歴は別紙経歴書のとおりです。

建設業法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）の規定を適用する監理技術者が兼務する工事は、次のとおりです。（兼務しない場合は記載の必要はありません。）

発注者	
工事名	
工事場所	
工期間	
監理技術者補佐が担う業務	

（宛先） 旭川市長

令和 年 月 日

住所

請負人

氏名

主 管 課	課長	課長補佐	係長	工事監督員

- 注1 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者別に記載すること。
- 2 専門技術者の場合は、その工事種別を「備考」欄に（ ）書きすること。
- 3 現場代理人等に変更がある場合は、その理由を「備考」欄に記載すること。
- 4 監理技術者が他の工事と兼務しない場合は、監理技術者補佐を記載する必要はない。
- 5 専任特例2号を適用して監理技術者が他の工事と兼務する場合
- ・発注者が旭川市以外の場合は、兼務について旭川市以外の発注者に確認すること。
 - ・工事の施工にあたり、兼務が適当でないと判断される場合は、兼務を解除する場合がある。